

持ち主の受身と「譲渡不可能名詞」

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 太一 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1740

持ち主の受身と「譲渡不可能名詞」

田中 太一

1. はじめに

日本語には(1)・(2)のような直接受身だけでなく、(3)のような間接受身が存在することが知られている。直接受身とは、(4)・(5)のように形式的に対応する能動文を持つ受身文である。それに対して、間接受身とは、(6)が容認されないことから分かるように、対応する能動文を持たない受身文である¹⁾。

- (1) 太郎は花子にじろじろ見られた。
- (2) 太郎は花子に褒められた。
- (3) 太郎は花子に高い服を買われた。
- (4) 花子は太郎をじろじろ見た。
- (5) 花子は太郎を褒めた。
- (6) *花子は太郎を高い服を買った。

直接受身と間接受身は、〈悪影響〉解釈の義務性という点でも対立している。直接受身は(1)のように主語の指示対象が被る〈悪影響〉を表すことも、(2)のように表さないこともあるのに対し、間接受身は(3)のように主語の指示対象が被る〈悪影響〉を義務的に表す。

ただし、この一般化には「持ち主の受身」という例外の存在が指摘されている。(7)・(8)は対応する能動文である(9)・(10)が容認されないことから分かるように、(3)と同じく(形式の点では)間接受身であるように思われる。しかし、〈悪影響〉解釈の義務性については直接受身と同様の振る舞いを示す。この点では(7)は(1)と、(8)は(2)と平行的である。

- (7) 太郎は花子に顔を見られた。〈太郎自身の顔である場合〉
- (8) 太郎は花子に声を褒められた。〈太郎自身の声である場合〉
- (9) *花子は太郎 {を／に} 顔を見た。
- (10) *花子は太郎 {を／に} 声を褒めた。

本稿では、(7)・(8)のように所有物に「譲渡不可能名詞」(西川 2013a)が現れる例を対象に、〈悪影響〉解釈の有無を名詞(句)の「意味論」に基づいて予測することは不可能であることを示す。

2. 持ち主の受身概観

本節では持ち主の受身にかんする代表的な研究を概観する。鈴木（1972: 280）は、持ち主の受身について「もとなる動きの対象のもちぬしを主語としてあらわす」と述べ、例として（11）や（12）を挙げている。それぞれの例に対して「もとの文」（鈴木 1972: 281）として、（13）・（14）が挙げられていることから、鈴木（1972）は、はっきりとは述べていないとはいえ、持ち主の受身を一種の直接受身として捉えていたと推測できる²⁾。

- （11） 太郎がスリにさいふをすられた。 （鈴木 1972: 281）
- （12） 花子が先生に絵をほめられた。 （鈴木 1972: 281）
- （13） スリが（太郎の）さいふをすった。 （鈴木 1972: 281）
- （14） 先生が（花子の）絵をほめた。 （鈴木 1972: 281）

鈴木（1980）は、持ち主の受身は〈悪影響〉解釈にはならないと述べている。それに対し、川村（2012）は（15）・（16）が〈悪影響〉解釈を持つこと根拠に、この主張を誤りだとしている。これらの例は、鈴木（1972: 280）の規定にあてはまり、さらに「もとの文」として（17）・（18）が想定可能であることから、鈴木にとっても持ち主の受身であることは疑い得ない。持ち主の受身は〈悪影響〉を持つ場合も持たない場合もあると考えるべきであろう。

- （15） 太郎が次郎に財布を警察に届けられた。 （川村 2012: 46）
- （16） 太郎は医者に、娘を診察された。 （川村 2012: 46）
- （17） 次郎は（太郎の）財布を警察に届けた。
- （18） 医者は（太郎の）娘を診察した。

日本語記述文法研究会（2009）は、鈴木（1972）とは異なり、持ち主の受身に対応する能動文について明言している。日本語記述文法研究会（2009）によると、（19）は持ち主の受身と間接受身の両方の解釈を許す曖昧な文である。このことは、以下のように説明されている³⁾。

「持ち主の受身文は、持ち主を表す名詞と補語のあいだに所有関係が成り立つが、間接受身文では、主語と事態が話し手によって主観的に関係づけられる。

- （19） 私は鈴木に本を読まれた。
- （20） 鈴木が私の本を読んだ。
- （21） 鈴木が本を読んだ。

(19) を持ち主の受身文と解釈する場合、(19) の主語「私」は、対応する能動文のノ格名詞句である (例(20))。この場合、「本」は「私」の「本」である。それに対して、(19) を間接受身文と解釈する場合、「私」は対応する能動文の表す事態の中には含まれておらず(例(21))、「本」は「私」の「本」でなくてもいい。」 (日本語記述文法研究会 2009: 246f.)

持ち主の受身に対して、(20) のような対応する能動文を想定する分析には、持ち主の受身と、持ち主をノで表示した受身文は意味が異なるという問題がある。たとえば、(22) では「太郎」が何らかの意味で〈変化〉(典型的には〈悪影響〉)を被っていないなければならないのに対し、(23) では「太郎の財布」に何らかの〈変化〉が生じていれば良い。このことから、日本語記述文法研究会 (2009) の分析は (少なくともこのままでは) 十分な妥当性を持つものではないと言える。

(22) 太郎は次郎に財布を盗まれた。

(23) 太郎の財布は次郎に盗まれた。

柴谷 (1978) は、以下のような二重ヲ格を含む文を想定し、持ち主の受身を (文字通り対応する能動文を持つという意味で) 直接受身として分析することを提案している。

(24) *鈴木は私を本を読んだ。

(25) *次郎は太郎を財布を盗んだ。

持ち主の受身を直接受身とする分析は、行為者をニヨッテで表示する受身 (以下: ニヨッテ受身) の可否という点でも説得力を持つものである。(26) が示すように、直接受身 (の一部) はニヨッテ受身が可能であるのに対し、間接受身では (27) のように不可能である⁴⁾。持ち主の受身である (28) は、ニヨッテ受身が可能であることから、直接受身である (あるいは少なくとも直接受身に類似した構文である) 可能性が示唆される。

(26) 太郎は花子によって殺された。

(27) *太郎は雨によって降られた。

(28) 太郎は花子 {に／によって} 髪を切られた。

しかしながら、この分析にはやはり (24)・(25) が容認されないという大きな難点がある。持ち主の受身を「対応する能動文」との関係において位置づけることは、いまだ困難な課題だと言えよう。このような問題を回避するため、本稿では主語の指示対象と目的語 (ヲ格名詞句) の指示対象に (全体部分関係や親族関係を含む広い意味での) 所有関係が成り立っているものをすべて持ち主の受身と呼ぶ。その際、(形式的には) 持ち主の受身は間接受身であるとする。また、意味の点では、持ち主の受身であり中立受身である場合と、持ち主の受身であり〈悪影響〉の受身である場合のどちらも認めるという立場をとる。

3. 「花子はハンドバックを太郎に盗まれた。」について

本節では、譲渡不可能名詞が西山佑司氏の牽引する意味理論における名詞類であることを踏まえ、西山（2011）による持ち主の受身分析を検討する。なおこの理論において文の「意味論」的意味とされるのは、いわゆる論理形式（logical form）であり、「表意」や「推意」は、そこから語用論的操作によって導かれるものとされている⁵⁾。西山（2011: 178f.）は（29）は持ち主の受身と被害受身（本稿での〈悪影響〉の受身）とで曖昧だと述べている。（30）は堀口（1990）の言う「競合の受身」だと考えられる⁶⁾。それに対し、（31）は「間接の受身」である⁷⁾。

(29) 花子はハンドバックを太郎に盗まれた。 (西山 2011: 177)

(30) 花子は、ハンドバックを太郎に盗まれましたが、ダイヤの指輪、クレジットカード、ロレックス時計を最後の6分間で盗みました。花子は実に優秀です。(西山 2011: 178)

(31) (もう太郎には盗みをやめてほしいと思っていた) 花子は、ハンドバックを太郎に盗まれた。

(32) には、(少なくとも) (33)~(36) に示すように、持ち主の受身・競合の受身・間接の受身の解釈が存在する。(36) のように、競合の受身と間接の受身を一つの述語によって表すことが不可能であることから、競合の受身と間接の受身は少なくとも「表意」のレベルでは区別されることになると思われる⁸⁾。このことを、西山（2011）はどのように説明できるだろうか。(34) では、主語の指示対象と目的語（ヲ格名詞句）の指示対象に「狙っていた」という関係が成立している。一方で、(35) では、主語の指示対象と目的語（ヲ格名詞句）の指示対象に「狙っていた」という関係が成立していない。ここから、競合の受身である(34) では、「太郎」・「花子」と「ハンドバック」のあいだに関係 R が存在し、それが「狙っていた」という関係によって飽和されるのに対し、(35) では「太郎」・「花子」と「ハンドバック」の間にはいかなる関係も成立していないと考えられるかもしれない。しかし、関係 R は、「持ち主の受身」である(33) にも所有関係というかたちで認められるものである。(33) は中立受身として解釈可能であることから、西山（2011）の「意味論」は受身文が〈悪影響〉解釈を持つかどうかを予測できないものであることになる。

(32) 花子と次郎は太郎にハンドバックを盗まれた。

(33) 花子と次郎は、それぞれ太郎によって（所有している）ハンドバックを盗まれた。「持ち主の受身」

(34) 花子と次郎は、それぞれ、狙っていたハンドバックを太郎が盗んだことで、〈悪影響〉を受けている。「競合の受身」

(35) もう太郎には盗みをやめてほしいと思っていた花子と次郎は、それぞれ、太郎がハンドバックを盗んだことで、〈悪影響〉を受けている。「間接の受身」

- (36) *花子は、狙っていたハンドバックを太郎が盗んだことで〈悪影響〉を受け、もう太郎には盗みをやめてほしいと思っていた次郎は太郎がハンドバックを盗んだことで〈悪影響〉を受けている。「競合の受身」+「間接の受身」

この問題に対して、(少なくとも)所有物が身体部位などの「譲渡不可能名詞」である場合には、「意味論」のレベルで説明が与えられると考えられるかもしれない。次節以降では、このような解決にも望みがないことを示す。

4. 譲渡不可能名詞の基本的性質

西川 (2013a) は、西山 (2003) が整理した「NP₁のNP₂」の5分類に、さらにタイプFを加えることを提案している⁹⁾。タイプFとは、「譲渡不可能名詞NP₂とその基体表現NP₁」(西川 2013a: 66) というものであり、具体的には次のような例が挙げられている。

- (37) a. 太郎の手、象の鼻、少年の髪、次郎の歯、王様の耳、チーターの尻尾
 b. 家の玄関、ホールの天井、この部屋の窓、建物の柱、3号館のエレベーター
 c. あの車の ハンドル/ブレーキ/アクセル/エンジン/タイヤ
 d. 鍋の 蓋/取っ手
 e. 服の 襟/袖/ポケット
 f. 雑誌の表紙、本の序文、論文の目次、事典の索引
 g. この曲のコード
 h. 大山のぶ代の声、東京スカイツリーの影、マルクスの墓 (西川 2013a: 67)

西川 (2013a: 67) は、この類について「身体部位表現をはじめとする、いわゆる〈全体一部分 (whole-part)〉の関係を表す「NP₁のNP₂」はここに属する。また (h) のような、〈全体一部分〉の関係とは言えない表現もタイプFに含めて良いと思われる」と説明している。ここで重要なのは、NP₂として現れるのが「譲渡不可能名詞」という類の名詞であるという点である。西川 (2013a: 73) によると、譲渡不可能名詞の意味は次のように表記できるものである。

- (38) a. 「手」:《[[体] の一部分]》
 b. 「玄関」:《[[建物] の一部分]》
 c. 「ハンドル」:《[[乗り物] の一部分]》

譲渡不可能名詞 (の指示対象) は (h) の類を除き、必ず何かの一部であることから、「[Xの] というパラメータの値が定まらないかぎり、それ単独では外延 (extension) を決めることができず、意味的に充足していない名詞」(西山 2003: 33) である、非飽和名詞の一種だと思われるかもしれない。しかし、次のテストが示すように、両者は異なる名詞類である。

- (39) ?この妹は誰の妹だろう。 (西川 2013a: 67)
 (40) この手は誰の手だろう。(コタツの中で誰かの手をつかんで) (西川 2013a: 68)

タイプ F における NP₁ は、譲渡不可能名詞の「基体 (定項) を具現化 (elaborate) する表現」(西川 2013a: 74) であり、譲渡不可能名詞は単独で意味的に充足しているのである。

西川 (2013a: 76-78) は、譲渡可能性はあくまで「意味論」の問題であり、世界において NP₁ の指示対象と NP₂ の指示対象が切り離せる (切り離されている) かどうかは無関係であるとしている。このような譲渡可能性は持ち主の受身の〈悪影響〉解釈を説明できるだろうか。

5. 持ち主の受身と譲渡不可能名詞の関係

受身文 (41) は (42)~(44) の解釈では〈悪影響〉の受身になり、(45) の解釈では中立受身になる。「意味論」的な差異が、〈関係 1〉・〈関係 2〉と〈関係 3〉・〈関係 4〉の間にあるのであれば、〈関係 1〉~〈関係 3〉が〈悪影響〉の受身であり、〈関係 4〉のみが中立受身であるのは不合理である。筆者自身はこの違いは、受身文が主語の指示対象の〈変化〉を表す構文であるという特徴に由来するものであると分析している (cf. 田中 2019)。すなわち、太郎に生えている腕に働きかけることは太郎に働きかけることだが、太郎以外の誰かの腕、太郎が所有する腕、太郎に生えていて今は切り離されている腕に働きかけることは太郎に働きかけることだとはみなしづらいことから、当該事象において太郎に生じた〈変化〉を読み込むために〈悪影響〉解釈が生じるのだと考えるということである¹⁰。

- (41) 太郎は花子に腕を折られた。
 (42) 太郎以外の誰かの腕〈関係 1〉
 (43) 太郎の腕 1 (太郎と関係 R を有する (誰かの) 腕) 〈関係 2〉
 (44) 太郎の腕 2 (太郎に生えていて今は切り離されている腕) 〈関係 3〉
 (45) 太郎の腕 3 (太郎に生えている腕) 〈関係 4〉

〈関係 1〉~〈関係 4〉を「意味論」の観点から整理すると、〈関係 1〉・〈関係 2〉は、(語用論的に飽和される) 関係 R に基づくものであり、〈関係 4〉は譲渡不可能名詞とその基体の関係だと考えられる。問題となるのは〈関係 3〉の位置づけだろう。

(41) の曖昧性を確認するため、(46) の (論理的に) あり得る解釈を考えると (47)~(55) となる。(52)・(54) が容認されないことから、中立受身である持ち主の受身と〈悪影響〉の受身である持ち主の受身は少なくとも「表意」のレベルでは異なることになる。このことは、主語と所有物 (ヲ格名詞句) の関係によって説明できる。(52)・(54) とともに、譲渡不可能名詞とその基体の関係 (すなわち〈関係 4〉) と、関係 R に基づく関係 (すなわち〈関係 1〉・〈関係 2〉) の組である。ここから、前者は譲渡不可能名詞とその基体であるの

に対し、後者はそうではないという違いによって〈悪影響〉の有無を捉えられるのである。

問題となるのは、(49) の場合である。譲渡可能性があくまでも「意味論」の問題であるならば、〈関係3〉であっても〈関係4〉であっても「意味論」的には譲渡不可能名詞とその基体という同一の関係を標示しているはずであり、(49) がなぜ容認されないのか説明できないことになる。

- (46) 太郎と次郎は花子に腕を折られた。
- (47) 《太郎と次郎は、それぞれ花子によって（自分自身に生えている）腕を折られた。》
（持ち主の受身中立受身）
「太郎の腕」〈関係4〉・「次郎の腕」〈関係4〉
- (48) 《太郎と次郎は、それぞれ花子によって（自分自身に生えていて今は切り離されている）腕を折られた。》
（持ち主の受身〈悪影響〉の受身）
「太郎の腕」〈関係3〉・「次郎の腕」〈関係3〉
- (49) ?? 《太郎は花子によって（太郎に生えている）腕を折られ、次郎は花子によって（次郎に生えていて今は切り離されている）腕を折られた。》
（持ち主の受身中立受身+持ち主の受身〈悪影響〉の受身）
「太郎の腕」〈関係4〉・「次郎の腕」〈関係3〉
- (50) 《太郎と次郎は、それぞれ、花子が花子自身の腕を折ったことで〈悪影響〉を受けている。》
（〈悪影響〉の受身）
「花子の腕」〈関係1〉
- (51) 《太郎と次郎は、それぞれ、花子が（太郎・次郎が）所有している腕を折ったことで〈悪影響〉を受けている。》
（持ち主の受身〈悪影響〉の受身）
「太郎の腕」〈関係2〉・「次郎の腕」〈関係2〉
- (52) *《太郎は花子によって（太郎に生えている）腕を折られ、次郎は花子が花子自身の腕を折ったことで〈悪影響〉を受けている。》
（持ち主の受身中立受身+〈悪影響〉の受身）
「太郎の腕」〈関係4〉・「花子の腕」〈関係1〉
- (53) ?? 《太郎は花子によって（太郎に生えていて今は切り離されている）腕を折られ、次郎は花子が花子自身の腕を折ったことで〈悪影響〉を受けている。》
（持ち主の受身〈悪影響〉の受身+〈悪影響〉の受身）
「太郎の腕」〈関係3〉・「花子の腕」〈関係1〉
- (54) *《太郎は花子によって（太郎に生えている）腕を折られ、次郎は花子が（次郎が）所有している腕を折ったことで〈悪影響〉を受けている。》
（持ち主の受身中立受身+持ち主の受身〈悪影響〉の受身）
「太郎の腕」〈関係4〉・「次郎の腕」〈関係2〉

(55) ??《太郎は花子が（太郎が）所有している腕を折ったことで〈悪影響〉を受け、次郎は花子によって（次郎に生えていて今は切り離されている）腕を折られ〈悪影響〉を受けている。》

（持ち主の受身〈悪影響〉の受身+持ち主の受身〈悪影響〉の受身）

「太郎の腕」〈関係2〉・「次郎の腕」〈関係3〉

さらに次のように、〈関係2〉であっても〈悪影響〉解釈が義務的でない例も存在する。この例と〈悪影響〉の受身である(43)の違いを捉えるためには、行為者の被動者に対する働きかけと、それによる被動者の〈変化〉という観点が必要である。その全体を、狭義の「意味論」に担わせることは不可能であろう。

(56) 太郎は先生に論文を褒められた。

(57) 太郎の論文（太郎と関係Rを有する論文）〈関係2〉

6. 譲渡不可能名詞の自由変項読みと束縛変項読み

最後に、前節の問題に対して、非飽和名詞にかんする自由変項読みと束縛変項読みの違いを応用することで対処する可能性を検討しておきたい¹¹⁾。西川(2013b)によると(58)には、自由変項読みである(59)と束縛変項読みである(60)の、2つの論理形式が存在する。両者の違いは、(61)の（太郎がぶったのが太郎の父親である場合の）2つの解釈によって確かめられる。自由変項読みである場合には、論理形式における a が主語である太郎によって埋められるために、次郎がぶったのも太郎の父親だということになる。一方で、束縛変項読みの場合には a_i は主語を束縛しているために、太郎と次郎によってそれぞれ埋められることになるのである¹²⁾。

(58) 太郎が父親をぶった。 (西川 2013b: 51)

(59) 《太郎が a の父親をぶった》 (西川 2013b: 53)

(60) 《太郎 $_i$ が a_i の父親をぶった》 (西川 2013b: 53)

(61) 太郎が父親をぶった。次郎もそうした。 (西川 2013b: 58)

(62) 《太郎が太郎の父親をぶち、次郎も太郎の父親をぶった》
（二人とも特定の人物をぶった） (西川 2013b: 58)

(63) 《太郎が太郎の父親をぶち、次郎も次郎の父親をぶった》
（二人とも家庭内暴力を振るった） (西川 2013b: 58)

これ自体は重要な指摘であるが、同様の手法で譲渡不可能名詞の指示対象と基体表現の指示対象が繋がっているか切り離されているかを示すことはできない。なぜなら、自由変項と束縛変項の違いは、あくまで基体表現の具現化に関わるものであり、「太郎」と「腕」が繋

がっているかどうかには関与しえないからである¹³⁾。基体表現の具現化がどのようになされるのであれ、譲渡不可能名詞について、世界において NP₁ の指示対象と NP₂ の指示対象が切り離せる（切り離されている）かどうかは無関係だとする以上は、この問題を解決することはできないことになる。

持ち主の受身が〈悪影響〉解釈になるかどうかは、（現状では）「意味論」によって捉えられるものではない。可能な対処法としては、〈悪影響〉解釈は「意味論」の問題ではないとする、「意味論」のレベルに（譲渡不可能名詞に伴うものとは）別種の譲渡可能性を持ち込むなどの方策が考えられる。いずれにせよ、求められる理論的改定は小規模なものとはならないであろう。

註

- 1) 対応する能動文と受身文の関係を模式的に表すならば以下ようになる。能動文では行為者が主語に、被動者が目的語になるのに対し、受身文では被動者が主語に、行為者が「に」や「によって」で標示される斜格項になる。
能動文 [行為者] は (／が) [被動者] を (／に) V。
受身文 [被動者] は (／が) [行為者] に (／によって) V- られる。
- 2) とはいえ、「このうけみの文の「——を」は、独立の部分（対象語）とみてよいかどうかはなお検討を要する。「さいふを すられた」全体を述語とみるべきかもしれない」（鈴木 1972: 281）と述べられていることから、異なる「もとの文」が存在する可能性や、そもそも「もとの文」が存在しない可能性も残されているように思われる。
- 3) 引用に際し、適宜例文番号を改めた。
- 4) 直接受身の内、ニヨッテ受身が可能であるのは、一般に、行為者の被動者に対する「働きかけ」（鄭・田中 2019）が強い場合である。
- 5) 理論の全体像については、西山佑司氏の一連の研究、特に、西山（2003, 2019）を参照されたい。
- 6) 堀口（1990: 37）は、競合の受身について「焦点の名詞句に示されるものとのかわりにおいて主体と競合関係にある相手であるという限定がある」・「常に競合関係にある相手の作用にそってその安定保持の望みをが〔原文ママ〕断たれるという表現であり、常に主体の受ける感じは<迷惑>なのである」と述べている。
- 7) 本稿では、（形式的な）間接受身から持ち主の受身および競合の受身を除いたものを、間接受身と呼ぶ。なお、この用語は堀口（1990）に由来するものである。
- 8) 梶浦（2013）は do so テストによって区別されるのは、狭義の「意味」、すなわち論理形式ではなく、「表意」と指摘している。本稿でテストとして用いているのは、いわゆるくびき語法 (zeugma) であるが、同様に「表意」の違いに敏感であるものとする。
- 9) 西山（2003: 16）は「NP₁の NP₂」を次のように分類している。
タイプ [A]：NP₁ と関係 R を有する NP₂
タイプ [B]：NP₁ デアル NP₂
タイプ [C]：時間領域 NP₁ における、NP₂ の指示対象の断片の固定
タイプ [D]：非飽和名詞（句）NP₂ とパラメータの値 NP₁
タイプ [E]：行為名詞（句）NP₂ と項 NP₁
- 10) 同様のことを概念化の主体（話し手）の立場から述べ直すならば「当該の事態において、太郎

に生じた〈変化〉に注目したからこそ、「太郎」を主語とした受身文で表現している」ということである。

- 11) この可能性は第104回・第106回慶應意味論・語用論研究会において、西川賢哉氏によって示唆されたものである。
- 12) 西川(2013b)は他にも様々な根拠をあげ、自由変項読みと束縛変項読みの「意味論」的な差異を示している。
- 13) このことを、西川(2013a)の表記を用いて表すなら、譲渡不可能名詞「腕」の意味(の一部)である、[[体]の一部]の[体]を直接個体で具現化した[[太郎]の一部]と個体への束縛によって具現化した[太郎]_i[[体]_iの一部]の違いである。どちらの場合も、太郎と腕が繋がっているか切り離されているかは未指定であり、この点では違いはない。

参考文献

- 鄭宇鎮・田中太一(2019)「働きかけと変化の文法—被害受身を中心に—」『日本語文法学会第20回大会発表予稿集』:119-126.
- 梶浦恭平(2013)「「よい」の曖昧性とアドホック概念構築」西山佑司(編)『名詞句の世界—その意味と解釈の神秘に迫る』:471-495.東京:ひつじ書房.
- 日本語記述文法研究会(2009)『現代日本語文法2』東京:くろしお出版.
- 西川賢哉(2013a)「[NP₁のNP₂]タイプF」西山佑司(編)『名詞句の世界—その意味と解釈の神秘に迫る』:65-82.東京:ひつじ書房.
- 西川賢哉(2013b)「非飽和名詞のパラメータに対する意味解釈」西山佑司(編)『名詞句の世界—その意味と解釈の神秘に迫る』:51-64.東京:ひつじ書房.
- 西山佑司(2003)『日本語名詞句の意味論と語用論:指示的名詞句と非指示的名詞句』東京:ひつじ書房.
- 西山佑司(2011)「曖昧表現からことばの科学を垣間見る」大津由紀雄(編)『ことばワークショップ』:135-183.東京:開拓社.
- 西山佑司(2019)「認知言語学と関連性理論」森雄一・西村義樹・長谷川明香(編)『認知言語学を拓く』:145-170.東京:くろしお出版.
- 柴谷方良(1978)『日本語の分析』東京:大修館書店.
- 鈴木重幸(1972)『日本語文法・形態論』東京:むぎ書房.
- 鈴木重幸(1980)「動詞の「たちば」をめぐって」『国語教育』60 東京:むぎ書房.(鈴木(1996)に再録).
- 鈴木重幸(1996)『形態論・序説』東京:むぎ書房.
- 田中太一(2019)「日本語受身文を捉えなおす—〈変化〉を表す構文としての受身文」森雄一・西村義樹・長谷川明香(編)『認知言語学を紡ぐ』343-365.東京:くろしお出版.

【付記】 本稿は、第104回慶應意味論・語用論研究会(2018年12月)および、第117回慶應意味論・語用論研究会(2020年2月)での口頭発表の一部をもとに再構成したものである。発表時にコメントして下さった研究会参加者の皆様、とりわけ西山佑司先生、西川賢哉さんに感謝申し上げます。